還暦野球東京西部連盟規約

第１条(名称および所在地)

　　１　連盟は還暦野球東京西部連盟(以下連盟という)と称する。

　　　　略称を西部連盟またはTWLとする。

　　２　連盟の所在地は理事長宅に置く。

第２条(目　的)

連盟は軟式野球を通じて会員相互の親睦を深め、日々を楽しく且つ健やかに過ごすことを

目的とする。

第３条（事　業）

　　連盟は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

　　１　春・秋のレギュラーリーグ戦(Ｒリーグ)の開催。

　　２　古希リーグ戦(Ｋリーグ)の開催。

　　３　マイナーリーグ戦(Ｍリーグ)の開催。

　　４　西部リーグ戦(Ｗリーグ)の開催。

　　５　審判講習会の開催。

　　６　その他連盟の目的達成のために必要な事業。

　　７　上記の事業は祭日には行わない。

第４条（加盟資格）

　　１　チームおよび選手(以下会員と称する)は連盟が掲げる目的に賛同し、規定を順守し、

　　　　連盟の活動に参加、協力することを条件とする。

　　２　東京都の西部地区に本拠地を置くチームを対象とし、会員の年齢は58歳以上とする。

第５条（役　員）

連盟に次の役員を置く。

会　長　　　１名

理事長　　 １名

事務局長　　１名

会　計　　　１名(常任理事)

常任理事　　若干名

会計監査　　２名

顧　問　　　必要に応じて選任

第６条（役員の選出）

　　役員は次により選出する。

　　１　会長は常任理事会で選出し、総会で承認を得る。

　　２　理事長は常任理事会で選出し、総会で承認を得る。

　　３　事務局長は常任理事会で選出し、総会で承認を得る。

　　４　会計は常任理事の互選とし、総会で承認を得る。

　　５　常任理事は理事長が会員の中から推薦し、総会で承認を得る。

　　６　会計監査は加盟チームの登録順とする。

第７条（役員の任務）

　　役員の任務は次のとおりとする。

　　１　会長は連盟を代表する。

　　２　理事長は連盟を統括する。

　　３　事務局長は連盟の業務全般を担当し、理事長が不在の場合は理事長を代行する。

　　４　会計は連盟の会計事務を遂行する。

　　５　常任理事は加盟チームへの連絡・調整及びリーグ戦などの遂行にあたる。

　　６　会計監査は毎年度決算監査を行い、必要に応じ金銭出納の状況を監査する。

　　７　顧問は求めに応じ、連盟の運営に関して指導・助言をする。

第８条（役員の任期）

　　役員の任期は次のとおりとする。

　　１　役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

　　２　役員は任期満了後も次期役員の就任までは、その職務を遂行する。

第９条（代表者）

　　加盟チームは1名の代表者を選出し、代表者会を構成するとともに連盟の業務を遂行する。

第10条（総　会）

総会は、連盟の最高の議決機関とし、理事長が招集する。

　　１　定期総会は年１回開催し、連盟規定の改定、役員の改選、事業報告、会計報告、事業

計画、予算ならびにその他の事項を審議し議決する。

　　２　総会は、チーム代表者の4分の3以上の出席をもって成立し、議案は出席者の2分の1

　　　　以上の賛成をもって議決する。

　　３　必要に応じて臨時総会を開催できる。

第11条（常任理事会・代表者会議）

　　１　常任理事会は必要に応じて理事長が招集し、総会及び代表者会議に付議する事項、その

　　　　他連盟の運営に関する諸事項を審議する。

　　２　代表者会議は、付議された諸事項の審議および議決を行う。

第12条（委員会）

理事長は事業を円滑に遂行するため、必要に応じて各種委員会を設置することができる。

第13条（事務局）

連盟の業務を円滑に遂行するため、事務局を置く。

第14条（事業および会計年度）

連盟の事業および会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第15条（会　計）

連盟の会計は、加盟チームの年会費をもってこれに充てる。

　　１　年会費は50,000円とし、変更が生じる場合、総会の承認をもって変更できる。

　　　　(年会費にはＷリーグの費用も含む)

　　　　なお、年度残高は次年度に繰り越す。

　　２　Ｋリーグ、Ｍリーグ、その他の大会は独立会計とし、参加費は参加チームで、総会時に決定する。

第16条（事　故）

連盟主催の事業において発生した事故については、各自の責任において処理し、連盟は一切

責任を負わないものとする。

ただし、加盟チームはスポーツ保険に必ず加入すること。

第17条（加盟資格の喪失）

加盟チームおよび会員が次のいずれかに該当するときは連盟の加盟資格を喪失する。

　　１　チームおよび選手の登録がなされなかった場合。

　　２　会員が死去したとき。

　　３　チームが年会費を1年以上滞納したとき。

　　４　チームおよび会員が連盟の規定、取り決め事項を順守しないとき。

第18条（賞　罰）

連盟はチーム、会員が次に該当する場合には、表彰あるいは罰則を科す。

　　１　連盟に特に寄与・貢献のあった場合は表彰する。

　　２　Ｒリーグの各部優勝チーム、Ｋリーグの優勝チームは表彰する。

　　３　ＲリーグおよびＫリーグの試合で顕著な記録が達成された場合は表彰する。

　　４　連盟の品位と名誉を著しく損ねた場合、または規定に違反したときは罰則を科す。

第19条（不服の申立）

　　罰則を受けたチームおよび会員は、不服がある場合、連盟に申し出ることができる。

第20条（移　籍）

　　会員の移籍については、関係するチームの合意のもとに行うこと。

第21条（協　議）

　　規定に定めのない事項が生じたときは、常任理事会で協議し、代表者会議に付議する。

本規約は2018年1月1日より制定施行する。

2023年9月 1 日　全面見直し改定